

令和元年

夏の交通安全県民運動

実施要綱

令和元年6月6日
福井県交通対策協議会

第1 目 的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

令和元年7月21日(日)から7月30日(火)までの10日間

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第5 統 一 行 動 日

★北陸三県統一「子どもと高齢者の交通事故ゼロの日」

令和元年7月30日(火)

★一斉街頭活動日(交通事故0(ゼロ)を目指す統一行動日)

令和元年7月22日(日)

実施機関・団体が、県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 推 進 方 法

1. 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
2. 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を積極的に活用した広報活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者遺族の心情に配慮すること。

第7 運動の重点と取組み

1. 子どもと高齢者の交通事故防止(北陸三県統一重点)
2. 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転の根絶
5. 交通安全3S+2アクションの励行



自転車安全利用五則 (平成19年7月 交通対策本部決定)

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ★ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★ 夜間はライト点灯
 - ★ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

運転者

- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間における「ハイビーム実践運動」やスピードダウンの励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。
- 自動車や自転車を運転しながらスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」は絶対に行わない。

家庭・地域・職場

- 保護者、学校関係者は、幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底をさせる。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、あらゆる機会を通じて、損害賠償責任保険等（TS保険等）への加入を促進する。
- 家族、地域、職場では、上記「ハイビーム実践運動」について、理解を深め、実践に努める。

重点

3

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

運転者・同乗者

- 車に乗るときは、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを正しく着用し、お互いに確認する。
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解を促進する。

家庭・地域・職場

- 高速乗合バス、貸切バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるため広報啓発を強化する。



重点

4

飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに飲酒運転の根絶を図る。

運転者

- 飲酒運転の悪質・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても車両等（自転車を含む）を運転しない。



子どもと高齢者の交通事故防止(北陸三県統一重点)

子どもとその保護者および高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図る。

子ども

- 夏休みに入り、外出する機会が増えることから、幼児・児童とその保護者に対し、道路で遊ばない、信号は守る、横断歩道を利用するなどの交通ルールを守るための交通安全教育・広報啓発を推進する。



高齢者

- 参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深める。
- 認知症等により安全な運転が困難となった場合は、運転免許証の自主返納について検討する。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS(略称：サポカーS)の利用を検討する。

運転者

- 歩行中や自転車利用中の子どもと高齢者を見かけたときは十分な減速を行うほか、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど「子どもと高齢者を見かけたらスロウダウン」の県民運動を推進する。
- 横断歩道における歩行者優先の徹底や、相手が安全に行動しやすいように「待つ、譲る、止まる、避ける」など一歩引いた思いやりのある運転を心掛ける。

家庭・地域・職場

- 子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品等について声かけを行う。
- 交差点等で子どもや高齢者を見かけたときは、安全誘導など、必要な保護・誘導活動を行う。
- 家庭、地域、職場から、高齢運転者に対し、運転免許証の自主返納の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、運転適性相談窓口の周知を図る。



歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

歩行者・自転車利用者に対する交通ルールの遵守・マナーアップを図るとともに、歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する夕暮れ時と夜間の交通事故を防止する。

歩行者・自転車利用者

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から確認しやすいよう明るい服装や反射材用品の着用を徹底する。
- 歩行者に対し、歩行者自身の交通ルール遵守の必要性や歩きながらのスマートフォン操作の危険性などを含め、具体的な交通マナーの周知を推進する。
- 自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・交通マナーの周知を推進する。なお、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者にも、ヘルメットの積極的な着用を促進する。

家庭・地域・職場



- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性について、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて意識改革を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転防止に努める。

ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動

重点

5

交通安全3S (Save Silver、Save Child、Slow Down) +2アクションの励行

第10次福井県交通安全計画で策定された「交通安全3S」等を推進し、交通事故の抑止を図る。

Save Silver (高齢者の事故抑止)



- 深夜に危険な行動が見られる高齢歩行者を見かけたときは110番へ積極的に通報する。

Save Child (子どもの事故抑止)



- 家庭、地域、職場において、子どもに対する交通安全指導や誘導を行うなど、子ども自身の安全行動を促す。

Slow Down (ゆとりある速度での運転)



- 家庭や職場において、高速走行の危険性等について話し合い、安全運転意識の高揚を図る。
- 幹線道路等において見せる街頭啓発活動を推進し、ゆとりある速度での運転を実践する「スロードライブ」意識の定着を図る。

交通事故が起きにくい環境づくり



- 交通安全実践事業所等の民間企業・団体が「従業員の安全教育」、「家族への呼びかけ」、「地域での交通啓発活動」などの交通安全活動を職場ぐるみで推進することにより、交通事故のない「安全で安心な福井」の実現を目指す。

クルマに頼り過ぎない社会づくり



- 通勤、通学等での過度なクルマの利用を見直し、公共交通機関への転換を図るため、カー・セーブ運動を促進する。

